石松としお
◆ニュースレター◆No.76

一般廃棄物収集運搬業務委託契約

競争性のない随意契約により、契約金額が億単位で増加!?

昨年12月に「一般廃棄物収集運搬業務委託」の入札が行われましたが、友部地区の可燃ごみ収集運搬業務だけが指名競争入札で、それ以外は全て随意契約となり、その結果石松としおの計算（表-１参照）によると、前回の契約に比べて今後５年間で約５億６千万円も支出が増えていることが分かりました（執行部の見解は５年間で増える支出は約３億円）。前回までは指名競争入札で競争原理が働いていましたが、今回は随意契約のため競争原理が働かなかったからです。

表-1　　一般廃棄物収集運搬業務委託契約金の比較

単位：千円

	受注者	平成28～30年	受注者	平成31～35年
笠間地区可燃ごみ等収集運搬業務委託	A社	140,000	A社	503,925
笠間地区不燃ごみ等収集運搬業務委託	A社	30,000	A社	139,448
友部地区可燃ごみ等収集運搬業務委託	E社	108,000	B社	246,240
友部地区不燃ごみ等収集運搬業務委託	E社	45,000	B社	187,920
岩間地区可燃ごみ等収集運搬業務委託	D社	60,000	D社	113,400
岩間地区不燃ごみ等収集運搬業務委託	C社	35,136	C社	67,716
一般廃棄物収集運搬業務合計		418,136		1,258,649
一般廃棄物収集運搬業務合計／年		**139,379**		**251,730**

（251,730－139,379）×5年＝5億6,175万5千円増額

市民がごみを出すときには、指定袋を買って出さなければなりません。また不燃物ごみは処理券、粗大ごみは手数料がかかります。それらの年間収入は約7,000万円です。その一方で収集運搬業務委託料が年間6,000万～１億円も増えているという事実があるということです。そのことについて３月議会の一般質問で取り上げました。

複数の契約希望者に契約条件を提示させ、もっとも有利な条件を提示した者と契約することを**競争入札**という。競争入札は、政府や地方自治体などが複数の契約希望者のなかから、契約者を選ぶ際に使われ、誰でも入札に参加できる**「一般競争入札」**と、入札に参加する者を過去の実績や技術力などであらかじめ絞り込む**「指名競争入札」**がある。競争入札を行わず、特定の者と契約することを**随意契約**とよぶ。

今回随意契約とした理由は、「廃棄物収集運搬業務については、廃棄物処理法に『市は生活環境の保全上、支障が生じないように適正に処理しなければならない』と規定されており、確実な履行が最優先に求められている。今回の入札に当って、市の一般廃棄物収集運搬業務の受託実績がある業者４社に対し、各業務の参考見積りを依頼したところ、一部の業者から、現在行っている業務の見積り以外は提出されなかった。各社からヒアリングを行った結果、保有する施設、車両及び人員の状況や、現在行っている業務の熟練度を勘案すると、特定地区の業務以外を請け負うことが事実上困難であるということが確認され、検討の結果、複数社から見積りが提出された友部地区可燃ごみ収集運搬業務のみ指名競争入札とし、

それ以外の業務は随意契約とした」、さらに契約期間を３年から５年に延ばしたのは、「収集運搬業務を確実に履行するために、受託者が車両の更新や従業員の雇用・育成等の事業計画を安定的に立てられるように５カ年間に延長した」という答えが返ってきました。

ごみの収集運搬業務は、業務の性質上安定性や継続性が求められることはよくわかります。だからこれまで不特定多数の参加を募る一般競争入札ではなく、信用や誠実さが確保される指名競争入札が採用されてきたわけです。笠間市の収集運搬（ごみ）の許可事業者は40社以上（Ｈ30.４.１現在）もあり、そのうち地域や排出者の限定されていない業者にかぎっても今回契約した業者以外に10社もあります。それを「業務の確実性や継続性、安定性」を理由にして、「市の一般廃棄物収集運搬業務の受託実績がある業者」４社だけにしてしまった結果、競争性がなくなり同じ業者が２つの業務を受託するというような状況になっています。

一般的に指摘されている指名競争入札のデメリット―①業者を指名する過程で恣意的な運用をする恐れがある、②指名により入札参加者が限定されると談合を誘発しやすい、③優良だが当該発注者に対する実績がない業者が参加機会を得にくくなる―が災いした結果になっているとしか言いようがありません。石松としおは、この間の入札制度に関する質問のなかで、指名選考のやり方や委員会について問題点を指摘しています。それは、①指名基準が公表されておらず曖昧であること、②指名選考委員会が委員長である副市長を先頭に、部長や課長いわゆる職員だけで構成されているため、選考作業が第三者性・客観性に欠けている―ということです。

入札過程に第三者の目が入る「入札監視委員会」の設置を求める

それらを解決するために石松としおは、「入札監視委員会」の設置を求めてきました。しかし執行部は、入札制度のよりよい改善につながることは認めつつも、「全ての入札案件を時間的に見ることができないことや、委員会の構成員の問題、事務処理が増える」ということ、さらには「都道府県や政令市での設置は進んでいるが、市町村の設置率は質問当時で16.５％と低い状況なので、他市町村を調査し検討する」という答弁でした。

今回は「当市においては、選考委員会での議論を含め発注方式や要件等に課題があるときには、弁護士からの助言を受けたり、総合評価落札方式の落札基準の設定も県が委嘱している方に依頼したりして決定している。入札の契約情報の積極的な公開に加え、４月から建設工事は、透明性の向上につながる一般競争入札で実施していく。したがって現時点で入札監視委員会の設置は考えていない」と答弁の内容が後退してしまいました。

入札・契約の過程や内容の透明性を確保するには、中立・公正の立場で客観的に入札及び契約についての審査や事務を行うことができる学識経験者等の第三者の監視を受けることが有効である。このために設置するのが**入札監視委員会**で、競争参加資格の設定・確認、指名競争入札に係る指名の経緯等について定期的に報告を受け、その内容の審査及び意見の具申等を行う。平成13年に施行された「入札契約適正化法」に基づき策定された「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（適正化指針）により、入札及び契約の過程・契約内容の情報の公表に加え、学識経験者等の第三者の意見を適切に反映することが、全ての発注者に求められている。

最低制限価格ではなく、問題は透明性のない指名選考のやり方

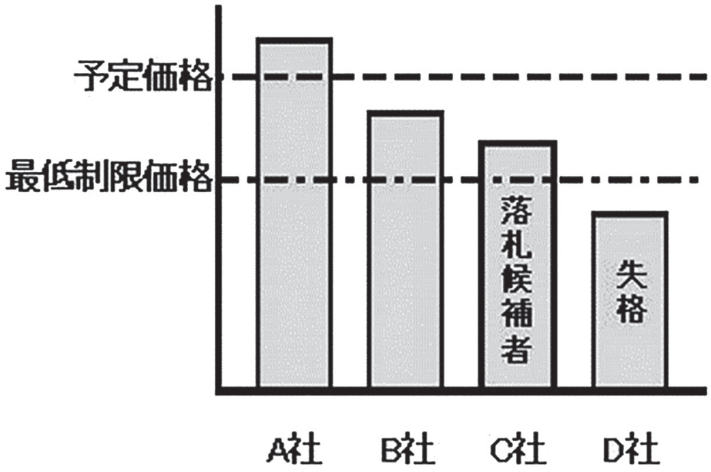

昨年の10月から業務委託契約にあたっても、最低制限価格制度が導入されています。最低制限価格制度とは「最低制限価格を決めて、それを下回る金額を提示した入札参加者を一律失格とすることにより、工事や業務の適正な履行を確保することを目的とした制度」です。石松としおも昨年の６月議会で取り上げていますが、契約期間中に業者が倒産し、ごみの収集運搬ができなくなるという事態があったことなどを踏まえ、委託業務の適正な履行やダンピング受注を排除するために導入したということでした。

しかし最低制限価格については、「公正な競争による価格形成の制限につながっている」という問題点が指摘されています。どういうことかというと、最低制限価格が高く設定されてしまうと、本来その価格よりも安く受注できる企業が競争から排除されてしまい、落札額が上がってしまうということです。したがって最低制限価格をいくらに設定するのかが問題になってくるわけですが、これも「予定価格の60～90％の範囲内」と定められているだけで、どの業務委託に適用するのか、額をいくらにするのか等の検討は、職員だけで構成される「指名選考委員会」で行われます。

そもそも業務委託契約は、業務履行の確実性・継続性・安定性が求められるので、信用や誠実さが確保される指名競争入札を採用しています。なのに最低制限価格制度を導入しなければならないということは、指名のやり方に問題があるのではないでしょうか。入札過程に第三者の目が入らないことがこのような状況を生み出していると言えます。

営利を追求する民間会社は、利益を稼ぐことができれば、会社の判断で自由に利益を配分できます。しかし官公庁の運営財源は税金ですから、特定の報酬を受けるのは問題です。税金は、自分たちの自由な判断で納めるものではなく、法律によって徴収が義務付けられているからです。毎月ギリギリの生活をしている人たちも税金は納めなければなりません。民間会社のサービスを自分の判断で自由に選択してお金を払うのとは違います。

だから税金は、使うときも公平性と公正性が担保されていなければなりません。そのために地方自治法で、地方自治体の契約手続は一般競争入札が原則と定められているのです。競争性のない契約が繰り返されれば、税金が恣意的に特定の民間会社へ流れてしまうことになります。入札問題は個別事業者の利益が絡んでくるので、なかなか他の議員の賛同を得ることが難しい問題ではありますが、公平性と公正性が阻害された契約を許すわけにはいきません。市民の税金を無駄にしないために、石松としおは諦めずにがんばります。

旭町地下排水路は笠間市が定期点検し、安全を確保する

旭町地区には、筑波海軍航空隊の飛行場造成時に整備されたと思われる地下排水路があり、その上には約80世帯の家が建っています。終戦後、緊急開拓事業として旧軍用地の農地の優先転用が行われました。当時の農林省から茨城県が依頼を受け土地改良事業を行い、地下に構築された水路を水路敷と表示せずに農地として個人に払い下げられ、その後宅地開発により、農地から宅地へと転換されたため、実状が分からなくなっていたのです。

笠間市として茨城県及び国の関係機関に照会してきましたが、水路の関係書類はどこにも保管されておらず、所管部署が特定できないことから、平成24年９月から平成25年２月にかけて現況調査を実施しました。管路内の状況及び接続系統、管路埋設位置及び現状の推定強度、腐食や劣化現象などを調査した結果、強度上も管路の破損、損壊による工作物等への影響もなく、東日本大震災でも、管路内には地震の影響と思われる異常個所は確認されていません。

今後の管理については「各地権者に地下排水の位置や管路の状況について説明し、地下排水施設が破損した場合は市が対応すると説明している。今後とも市として定期的な点検を実施し、安全確保に努めていきたい」という答弁がありました。

石松としおの活動日誌

１月４日　笠間市新年賀詞交歓会
５日　旭平１区８班新年会
13日　成人式
15日　友部駅頭チラシ配布行動
16日　岩間駅頭チラシ配布行動
自治労新春のつどい
17日　議会運営委員会
19日　社民党県連旗開き
21日　全員協議会
24日　ＰＣサークル
27日　ＪＰ労組水戸支部新春のつどい
30日　社民党全国連合新春のつどい
31日　ＰＣサークル
２月３日　ボウリング大会
６日　社民党北関東Ｂ幹事長会議
７日　会派視察研修
14日　社民党関東連絡会議
15日　社民党県連常任幹事会
17日　社民党全国代表者会議
20日　予算内示会
21日　全員協議会
22日　労農会議総会
24日　社民党県連大会
27日　本会議
28日　ＰＣサークル
３月１日　教育福祉委員会
本会議
２日　連合春季生活闘争決起集会
３日　ふくしまを未来へつなぎ伝え続けよう
４日　教育福祉委員会
10日　社民党群馬県連大会
12日　本会議
13日　友二中卒業式
14日　本会議
15日　本会議
19日　実母葬儀
24日　音楽アカデミーVol
25日　音楽アカデミーVol
27日　自治研センター理事会
28日　音楽アカデミーVol
30日　水戸市議選応援

石松としおが議会で取り上げた４つのことが実現

平成31年度予算については、一般会計及び特別会計、企業会計など全ての予算が可決しました。国からの地方交付税交付金は前年度並みで、経済状況の好転により税収が若干増えています。支出の方は、高齢化に伴う社会保障関係費の増と、公債費（借金返済）が若干増えています。詳しい中身については、今回は紙面の都合上書けません。『わかりやすい笠間の予算』や『広報かさま４月号』に、予算の中身が具体的に紹介されています。是非ご覧ください。

これまで石松としおが、議会で取り上げてきたことがいくつか実現します。—①市内２カ所で行っているごみ処理体制の一本化に向けた検討が始まる。②トイレ改修の終わっていない小中学校のトイレが洋式化される。③消防団員を地域ぐるみでサポートする組織が立ち上げられる。④「地域福祉センターともべ」（旧友部保健センター）を改修し、「児童発達支援センター」が整備される。

※昨年の３月議会で「自治体ＢＣＰ（業務継続計画）の策定の必要性」について質問しましたが、２月に「笠間市業務継続計画」（笠間市ＢＣＰ）が出来上がりました。

あなたも『石松としおニュースレター』の読者登録しませんか

読者登録していただくと『石松としおニュースレター』を毎号（年４回）無料で郵送させていただきます。是非下記までお申し込みください。

ＴＥＬ／ＦＡＸ　０２９６－７８－３７３９
（留守の場合はFAXか留守電にお名前とご連絡先をお入れください）
Email：isimatu@poplar.ocn.ne.jp

石松としお　検索
石松としおのホームページはYahooやGoogleなどで検索できます。

石松としおの活動公開中
http://www.t-ishimatsu.com/
facebookやtwitterもご覧ください。